

建設常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 132 号 令和 3 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	11 目、13 目
	2 項 清掃費	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目24節都市緑化基金積立金
6 款 農林水産業費	1 項 農業費	3 目10節、7 目、9 目
8 款 土木費	全部	
9 款 消防費	1 項 消防費	3 目
第 2 条 債務負担行為の補正		南郷コミュニティ交通運行事業、道路等包括 管理委託料、道路維持補修工事費、道路改良 工事費、館鼻公園等指定管理料

議案第 138 号 令和 3 年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算

議案第 152 号 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 154 号 指定管理者の指定について
(館鼻公園及びみなと体験学習館)

議案第 135 号 令和 3 年度八戸市下水道事業会計補正予算

● 委員派遣について

[建設協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市一般廃棄物処理基本計画改定（案）について
- 2 公共下水道事業計画の変更について
- 3 工事請負契約解除に係る損害賠償の額を定めることについて
(新井田第二地区下水道整備工事（二十二工区）)
- 4 工事請負契約解除に係る損害賠償の額を定めることについて
(新井田第二地区下水道整備工事（二十三工区）)

議案第152号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

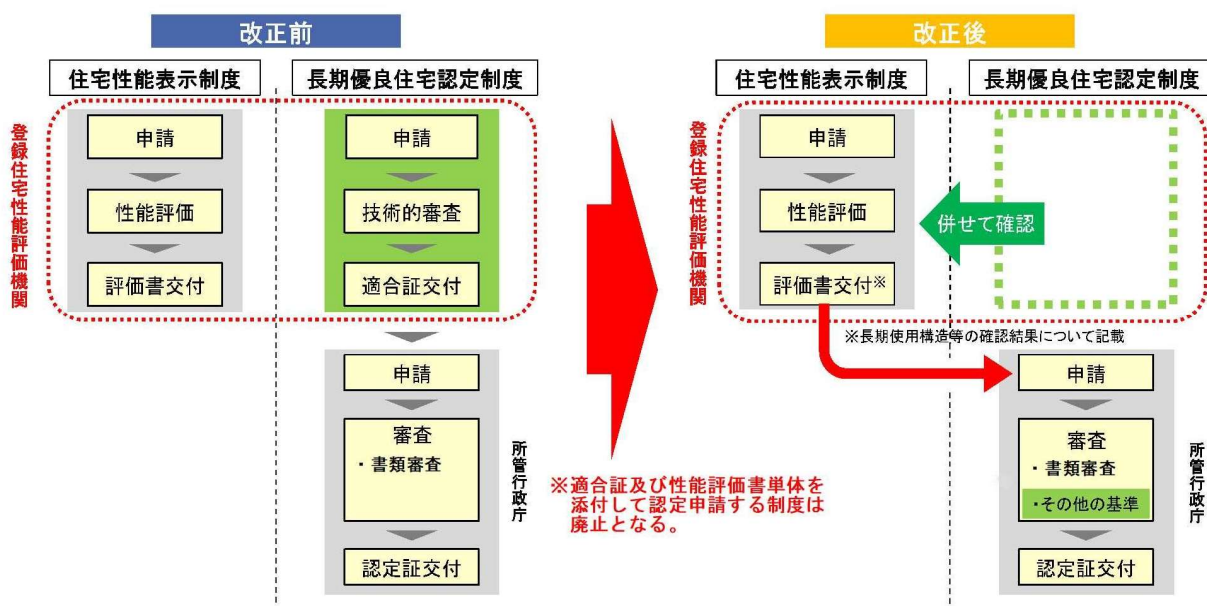
1. 改正理由

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（通称：長期優良住宅法）」及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律（通称：品確法）」の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の区分を変更し、額を改定するとともに、長期優良住宅の容積率の特例許可申請手数料の額を定め、その他所要の改正をするためのものである。

2. 改正の主な概要

（1）審査範囲の明確化

登録住宅性能評価機関を活用した認定に係る審査をする場合における当該機関の確認事項の明確化及び特定行政庁の審査範囲の見直しに伴い、当該認定申請及び変更認定申請に係る手数料の区分の統合及び額の改定をする。



（2）分譲マンションの住棟申請制度の見直し

分譲マンションなどの区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定を受ける者が、各区分所有者から管理組合に変更となるため、共同住宅等に係る当該認定申請及び変更認定申請手数料の額を認定申請戸数で除する規定を削除する。

（3）容積率の特例許可制度の創設

一定の敷地面積を有する認定長期優良住宅について、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合において容積率を緩和する特例が設けられたため、それに関する許可申請手数料を新設する。

（4）施行日前に認定を受けた長期優良住宅建築等計画に対する経過措置

施行日前に認定を受けている長期優良住宅建築等計画の変更等については、従前の例によるため、それらに関する認定等の申請手数料を定める。

3. 手数料の改正内容 別表第6（土木関係手数料）4の表

以下に例として、手数料表を示す。

●1の項：新築・増改築の認定申請の場合（抜粋）

新築	現行		改正	
一戸建ての住宅	適合証	6,000 円	確認書または 性能評価書一 体	12,000 円
	性能評価書	15,000 円		
総戸数が5戸以内 の共同住宅等	適合証	12,000 円を認定申請 戸数で除した額	確認書または 性能評価書一 体	22,000 円
	性能評価書	57,000 円を認定申請 戸数で除した額		

）

総戸数が300戸を 超える共同住宅等	適合証	22 万円を認定申請戸 数で除した額	確認書または 性能評価書一 体	37 万円
	性能評価書	138 万円を認定申請戸 数で除した額		

●2の項：新築・増改築の変更認定申請（譲受人の決定を除く）の場合

※1の項と同様の算定方法を基に改正

●3の項：変更認定申請（譲受人の決定）の場合：区分所有住宅の場合を追加

（金額は変更なし）

●4の項：地位の承継承認申請の場合：法の一部改正に伴い名称等を改正

（金額は変更なし）

●5の項：容積率の特例の許可（新設）

→ 16 万円（建築基準法第59条の2の容積率等特例許可手数料を準拠）

●6の項：経過措置として、改正前の法が適用される既認定済物件等の増改築の変更認定申請（譲受人の決定を除く）の場合 ※2の項の金額を認定申請戸数で除した額

●7の項：6の項と同様に、経過措置として、改正前の法が適用される既認定済物件等の変更認定申請（譲受人の決定）の場合 ※3の項と同額

●8の項：6の項と同様に、経過措置として、改正前の法が適用される既認定済物件等の地位の承継承認申請の場合 ※4の項と同額

➤ 国から提示された業務の想定所要時間を基に算定しており、金額は県、旧3市でほぼ同額とすることとした。

4. 施行期日 令和4年2月20日

八戸市一般廃棄物処理基本計画改定（案）について

1. 計画について

(1) 概要

八戸市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき市町村が定めるべき計画で、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出の抑制のための方策に関する事項、処理施設の整備に関する事項等、一般廃棄物の処理に関する事項を定めるもの。

(2) 目的

各種法令や社会情勢を踏まえ、当市の区域内において発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）について、循環型社会の実現及び環境負荷の低減に努めるため、市・事業者・市民が担う基本方針・施策を明確にすること。

(3) 計画の期間

令和4年度を初年度として、令和13年度までの10年間。

なお、策定5年後の令和8年度を中間年度として、計画の評価をした上で見直しを行う。

2. 改定（案）について

(1) 環境審議会における主な審議内容

- ・市民の分別努力が反映されるごみ排出量等の新たな数値目標
- ・上記目標を達成するためのごみ減量等施策
- ・安定したごみ処理システムを構築するための施策
- ・食品ロス削減推進計画の策定
- ・生活排水処理における新たな数値目標

(2) 計画の内容

別紙「【概要版】八戸市一般廃棄物処理基本計画（素案）」のとおり。

3. 今後のスケジュール

令和3年 12 月	<u>パブリックコメント実施</u> （12/20～1/19 予定）
令和4年 3 月	環境審議会による最終決定（予定）
	環境審議会からの答申（予定）
	策定（予定）

【概要版】八戸市一般廃棄物処理基本計画（素案）

第1章 一般廃棄物処理基本計画の策定と八戸市の概況

第1節 一般廃棄物処理基本計画

1. 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものです。各種法令や社会情勢を踏まえ、当市の区域内において発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）について、循環型社会の実現及び環境負荷の低減に努めるため、市・事業者・市民が担う基本方針・施策を明確にすることを目的に策定します。

2. 位置づけ

本計画は、上位計画にあたる当市の総合計画「第7次八戸市総合計画」（以下、「総合計画」という。）、「第2次八戸市環境基本計画」、環境省が策定している「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）、青森県が策定している「第4次青森県循環型社会形成推進計画」などの関連計画と整合性を図るとともに、各種関係法令や共同処理をしている関係2町（階上町、南部町）におけるごみ処理基本計画等についても齟齬を来さないように配慮しています。

3. 基本目標

前計画の「一般廃棄物処理基本計画」（平成29年3月策定）の基本方針を踏まえながら、将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理の確保を図るため「安定した廃棄物処理システムの構築」を基本目標に掲げます。

4. 期間

計画期間は令和4年度を初年度として、令和13年度までの10年間とします。また、策定5年後の令和8年度を中間年度として、計画の評価・見直しを図ります（下表）。

また、各実施計画は毎年の評価・見直しを行いながら策定します。

基準年度と計画区分

基準年度	令和8年度 (策定5年後)	令和13年度 (策定10年後)
計画区分	中間年度	目標年度

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1. 前計画期間におけるごみ処理の評価

(1) 目標値と実績値の比較

前計画では令和3年度を中間年度として数値目標を定めていましたが、今回の計画改定にあたり、前計画の年度推計の令和2年度分と実績値を比較し、検証を行いました。

ア：排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量

	【実績値】	【推計目標値】	未達成
合 計	974g/人・日	939g/人・日	
家庭系	654g/人・日	627g/人・日	
事業系	320g/人・日	312g/人・日	

イ：再資源化：リサイクル率

【実績値】	【推計目標値】	未達成
12.7%	16.4%	

ウ：最終処分：1人1日あたりの最終処分量

【実績値】	【推計目標値】	未達成
107g/人・日	100g/人・日	

第2節 課題の抽出

1. 排出抑制

家庭系ごみについては、1人1日あたりのごみ排出量が目標を大きく下回り、近年は増加傾向にあり、生ごみの減量や資源ごみの分別徹底等が必要となります。

前計画では、事業系の生ごみについて民間の堆肥化施設への誘導を進めるとしておりましたが、市内の堆肥化施設が事業を中止したため、これに代わる新たなごみ減量対策を求められています。

2. 収集・運搬

全ての住民が円滑にごみを排出できるよう配慮しながら、確実な収集体制を築いていくことが求められます。

3. 中間処理

安定したごみ処理を継続するため、新たな分別品目の追加や民間処理施設の活用等も視野に入れながら、処理工程やコスト面などを勘案し、設備更新等による安定した中間処理体制の構築を検討しなければなりません。

4. 最終処分

財政負担平準化の観点から、最終処分場の埋立完了時期が中間処理施設の更新時期と重なることがないように配慮しながら、処分場の埋立量の減量化、リサイクル率の向上及び延命化のため、焼却残渣などの資源化や民間処理施設の活用可能性を検討することが必要です。

5. ごみ処理経費

更なる収入増加策について検討しながら、経費削減に向けての収集体制の効率化や、ごみ処理施設の適正な管理・運営に努める必要があります。

6. 目標値とすべき指標の考え方

これまで目標としてきた指標の「1人1日あたりのごみ排出量」は、資源物が含まれており、市民の分別に係る努力が反映されていませんでした。また、事業系ごみについても「1人1日あたりのごみ排出量」として、事業系ごみ排出量を人口と日数で割った数値を用いてきましたが、事業系のごみは人口の増減とは相関関係がなく、当市のように産業が集積している都市においては、事業系ごみの総量が多くなるため、人口で割った1人あたりの数値は、当然大きくなります。この数値を目標とすることが適当と言えるかどうか疑問であると考えられます。

そこで、本計画においては、分別に係る努力の成果を見える形にするとともに、適切に実態を把握するため、排出抑制及び再資源化に係る目標値の指標を見直します。

第3節 基本方針及び目標

1. 基本方針

ごみの減量化が進まず、ごみ処理施設の老朽化が進む現状を踏まえ、持続可能な循環型社会の実現に向けて、基本方針を次のとおり定めます。

- ・ ごみの減量化及び3Rの推進（食品ロスの削減を含む。）
- ・ 安定したごみ処理システムの構築

2. 計画の数値目標

ごみ排出量とリサイクル率に係る指標を排出抑制・再資源化・最終処分の3項目に区分し、抽出された課題に対応するため、当市の現状に即した新たな指標を数値目標として定めます。

項 目	令和2年度 (現 状)	令和8年度 (中間年度)	令和13年度 (目標年度)
(1) 排出抑制			
①1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量 (資源物を除く)	562g/人・日	544g/人・日以下	537g/人・日以下
②年間事業系ごみ排 出量	26,458t	22,126t (16.4%減)	18,311t (30.8%減)
(2) 再資源化			
③リサイクル率 (行政回収分+民間回収分)	30.8%	33.9%達成	37.7%達成
(3) 最終処分			
④1人1日あたりの 最終処分量	107g/人・日	104g/人・日以下	101g/人・日以下

第4節 ごみ処理の実施に関する基本事項

1. 収集・運搬に関する事項

当市における一般廃棄物の収集運搬の実施主体と収集回数及び収集方法は下表のとおりです。

収集運搬の実施主体、収集回数及び収集方法

種 類		実施主体	収集回数	収集方法	
家 庭 系 資 源 物	燃やせるごみ	市(直営・委託)	週 2 回	ステーション方式 指定ごみ袋	
	燃やせないごみ	市(委託)	月 1 回		
	粗大ごみ	市(委託)	随 時	電話予約制戸別収集 粗大ごみ処理券	
	缶・びん・ ペットボトル	市(直営・委託)	毎週水曜日	ステーション方式 (半)透明袋	
		新聞紙	市(委託)	第 1・3 水曜日	ステーション方式 紐縛り
		段ボール	市(委託)		
		雑誌・チラシ	市(委託)	第 2・4 水曜日	
		その他紙	市(委託)		
		古布	市(委託)	ステーション方式 (半)透明袋	
		使用済小型家電	市(直営)	月 2 回程度	拠点回収
		廃食用油	市(委託)	週 3 回程度	拠点回収
		有害ごみ	市(委託)	月 1 回 又は随時	拠点回収
事 業 系	燃やせるごみ	排出者または 収集運搬業者	随 時	自己運搬または収集運搬業者に依頼	
	燃やせないごみ・ 粗大ごみ				
民間主導で処理され る資源物等		排出者または 収集運搬業者	随 時	自己運搬または収集運搬業者に依頼	
犬・猫等の動物死体		市(委託)	随 時	電話受付制随時収集または自己運搬	

2. 中間処理に関する事項

(1) 燃やせるごみ

家庭系・事業系の燃やせるごみについては、広域組合八戸清掃工場において焼却し、磁性物を回収します。回収した磁性物は民間事業者に売却します。なお、焼却残渣の一部は民間事業者にも再資源化を委託します。

(2) 燃やせないごみ・粗大ごみ（埋立ごみを除く。）

家庭系・事業系の燃やせないごみ及び粗大ごみ（埋立ごみを除く。）については、広域組合の八戸リサイクルプラザで選別・破碎し、金属を回収後、可燃残渣は八戸清掃工場にて焼却します。また、家庭系の燃やせないごみから、事前に使用済小型家電を回収し、拠点回収したものと合わせ、認定事業者へ引渡します。

(3) 家庭系資源物

缶・びん・ペットボトル、新聞紙、段ボール、雑誌・チラシ、古布、その他紙については、広域組合の八戸リサイクルプラザで選別、圧縮、梱包を行います。

容器包装廃棄物は分別収集計画に基づき指定法人へ引渡します。

その他の回収された資源物は、民間事業者へ売却します。

使用済小型家電については、広域組合の八戸リサイクルプラザで保管後、認定事業者へ引渡します。

廃食用油については、BDF（バイオディーゼル燃料）製造を目的として、民間事業者へ売却することにより、再資源化します。

有害ごみについては、広域組合の八戸リサイクルプラザで選別、破碎後、市外精錬事業者へ再資源化を委託します。

(4) 処分業者により処理される資源物

事業系の厨芥類、木くず、プラスチック類の一部及び高含水率汚泥は、処分業者処理施設で、堆肥化、破碎、圧縮または焼却・焼成します。

3. 最終処分に関する事項

最終処分については、八戸市一般廃棄物最終処分場において行います。

最終処分場において処分されるものは、燃やせるごみの焼却残渣、燃やせないごみ及び粗大ごみ(埋立ごみを除く。)の不燃残渣、市最終処分場に自らまたは収集運搬業者に依頼し運搬される埋立ごみなどが主なものです。

第5節 施策の展開

1. 施策の体系

本計画では、施策の基本的な方向性として「安定したごみ処理システムの構築」を掲げ、これに対応する当市の施策を市民との連携、事業者との連携、処理システムの充実の3分野に整理し、目標達成に向け総合的に取り組むこととしております。

目 標	安定したごみ処理システムの構築
-----	-----------------



分 野	(1) 市民との連携	(2) 事業者との連携	(3) 処理システムの充実
重 点 施 策	①広報活動の充実 ②環境教育の充実 ③家庭の生ごみ減量の推進 ④資源集団回収事業の充実 ⑤地域コミュニティとの連携 ⑥指定ごみ袋の見直し	①事業者へのごみ減量・分別の指導啓発 ②事業者の実態把握 ③店頭回収等の協力要請 ④民間再資源化施設への誘導 ⑤搬入規制の徹底 ⑥指定ごみ袋の見直し ⑦市施設のごみ減量、分別の徹底 ⑧処理手数料の改定	①収集運搬体制の効率化 ②新たな分別収集品目の検討 ③中間処理施設の適正管理 ④最終処分施設の適正管理 ⑤ごみ処理広域化に関する検討
数 値 目 標	①1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）⇒ 537g/人・日以下 ②事業系ごみ排出量（年間）⇒ 18,311t(30.8%減) ③リサイクル率（行政回収分+民間回収分）⇒ 37.7%達成 ④1人1日あたりの最終処分量⇒ 101g/人・日以下		

【本計画から新たに実施する施策】

- 食品ロスの削減
- 将来の施設整備方針の検討
- 将来の最終処分方法の検討
- 周辺自治体との協議

【本計画で拡充して実施する施策】

- 産業廃棄物の適正排出及び分別指導
- アンケート調査や意見交換会等による実態把握
- 有害ごみ回収協力店の継続
- 廃プラスチックの搬入防止の徹底

第6節 食品ロス削減推進計画

1. 現状及び基本的な方向

(1) 食品ロスの現状

食品ロス量の比較

	国 (H30 推計)	青森県 (家庭系 H30 事業系 R1 推計)	当市 (R1 推計)
年間の食品ロス量	6,000,000 t	85,565 t	10,649 t
1人1日あたり換算	約 130 g	約 182 g	約 128 g
うち家庭系	約 60 g	約 62 g	約 51 g
うち事業系	約 70 g	約 120 g	約 77 g

(2) 基本的な方向

食品ロス削減のためには、全ての市民、事業者等がこの問題と自らの役割を正確に理解し、できることから行動に移すことが必要です。具体的には、次のことが求められております。

- ① 食べ物を無駄にしない意識を持ち食品ロス削減の必要性を認識すること
- ② 生産、製造及び販売の各段階並びに家庭での買物、保存及び調理の各場面における食品ロスの発生を理解すること
- ③ 市民、事業者等が自主的、具体的に削減のための取組を行うこと

本計画では、このような理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、行政等の多様な主体が連携した市民運動として食品ロスの削減を推進していくこととします。

2. 目標

目標（令和12年度）	基準値（令和元年度）
市内の一般廃棄物における可燃ごみの中に含まれる未使用食品と食べ残しの割合を令和元年度比の <u>50%</u> とする。	18.6%
食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合を <u>80%</u> とする。	—

3. 各主体の取組

(1) 市の役割と取組

本市では、市民や事業者等がそれぞれの立場から食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、消費者教育や食育に関する取組及び関係団体等と連携しながら、食品ロス問題への理解や関心の増進等のための普及啓発を行います。

また、市内における食品ロスの排出状況や市民の意識の把握、分析に努めます。

この他、フードバンク活動は、食品ロスの削減のみならず、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であることから、市民のフードバンク活動への理解や参加を促進します。

（取組例）学習講座、実態調査等の実施 等

(2) 市民の役割と取組

市民は、食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に把握、理解します。

その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移します。

また、自身の消費行動が、地球環境や他の国々・地域の人々にも影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援します。

（取組例）買物の際のてまえどり、調理時は食材の食べられる部分を無駄にしない、

外食の際は食べきれる量を注文、「3010運動」等の実践 等

(3) 事業者の役割と取組

事業者は、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、従業員等への啓発を行います。また、災害時用備蓄食料を更新する際は、フードバンクへの提供等も含め有効活用に努めます。

中でも、農林漁業者や食品関連事業者（製造・卸売・小売、外食事業者など）は、サプライチェーン全体における食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるとともに、関係事業者や消費者とのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることで、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めます。また、食品廃棄物等の計量を継続的に実施するなど、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握します。

（取組例）サプライチェーン全体での適正受注、3分の1ルール of 緩和 等

(4) マスコミ、消費者団体、NPO等の役割と取組

食品ロス削減に向けた主体の一員として、これまで掲げてきた具体的取組を自ら推進するとともに、それぞれの主体に求められる役割と行動を実践する市民や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行います。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1. 生活排水処理施設整備の基本方針

処理施設の整備に係る基本方針は次のとおりです。

ア. 下水道事業計画区域においては、計画的に事業の進捗を図ります。

イ. 下水道が供用開始された地域では、水洗化の普及促進を図ります。

ウ. 農業集落排水処理施設が整備された地域についても、水洗化の普及促進を図ります。

エ. 下水道事業計画区域外及び農業集落排水処理施設整備区域外の地域では、単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

第2節 前計画の評価

1. 目標値と実績値との比較

令和2年度実績値と前計画の目標値

	実績値 (令和2年度)	推計目標値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生活排水処理率 (%)	70.6	71.8	78.0

生活排水の処理形態別比較 (単位: 人)

	実績値 令和2年度	推計目標値 令和2年度	達成率(%) 実績/目標
行政区域内人口	224,617	219,873	
計画処理区域内人口	224,617	219,873	
水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率: %)	158,629 (70.6)	157,854 (71.8)	98.3%
下水道 (下水道処理率: %)	123,350 (54.9)	128,489 (58.4)	94.0%
農業集落排水処理施設 (農業集落排水処理率: %)	3,499 (1.6)	3,309 (1.5)	106.7%
合併処理浄化槽 (合併処理浄化槽処理率: %)	31,780 (14.1)	26,056 (11.9)	118.5%
生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽・汲み取り人口) (生活雑排水未処理率: %)	65,988 (29.4)	62,019 (28.2)	104.3%
計画処理区域外人口	0	0	

2. 前計画の評価

農業集落排水処理率の達成率は 106.7%、合併処理浄化槽処理率の達成率は 118.5%と目標を上回り、下水道処理率の達成率は 94.0%と目標を下回りました。これらを併せた生活排水処理率の達成率は、98.3%と目標値をやや下回りました。

下水道については、厳しい財政状況の下で、喫緊の課題である浸水被害軽減のための雨水ポンプ場、雨水管整備等を優先的にを行い、汚水管整備を計画的に進めることができなかったためと考

えられます。

今後は、雨水ポンプ場等の整備によって浸水被害の軽減が概ね図られていることから、下水道（汚水）の整備を優先的に行うとともに水洗化の促進に取り組む必要があります。また、農業集落排水施設については、水洗化の普及促進を、合併処理浄化槽については、単独処理浄化槽及び汲取り便槽からの転換を引き続き図る必要があります。

第3節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理計画

「第1節 生活排水処理施設整備の基本方針」に基づき、現在の下水道整備進捗状況及び伸び率を勘案し、人口の87.2%の生活雑排水を処理することを目標とします。

また、市内各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとしました。

生活排水の処理の目標

	現在 (令和2年度)	中間年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
生活排水処理率(%)	70.6	80.3	87.2

生活排水の処理形態別内訳 (単位：人)

	現在 (令和2年度)	中間年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
行政区域内人口	224,617	206,755	194,981
計画処理区域内人口	224,617	206,755	194,981
水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率：%)	158,629 (70.6)	165,975 (80.3)	170,068 (87.2)
下水道 (下水道処理率：%)	123,350 (54.9)	131,304 (63.5)	135,737 (69.6)
農業集落排水処理施設 (農業集落排水処理率：%)	3,499 (1.6)	3,152 (1.5)	2,858 (1.5)
合併処理浄化槽 (合併処理浄化槽処理率：%)	31,780 (14.1)	31,519 (15.3)	31,473 (16.1)
生活雑排水未処理人口 (生活雑排水未処理率：%)	65,988 (29.4)	40,780 (19.7)	24,913 (12.8)
水洗化・ 生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽処理率：%)	35,543 (15.8)	21,965 (10.6)	13,419 (6.9)
非水洗化人口 (非水洗化率：%)	30,445 (13.6)	18,815 (9.1)	11,494 (5.9)
計画処理区域外人口	0	0	0

公共下水道事業計画の変更について

1 経緯

今後の汚水処理施設整備が人口減少などの社会情勢を踏まえて効率的に進められ、施設利用が早期に可能となるよう、令和3年2月に見直した「八戸市公共下水道基本構想」及び令和3年11月に策定した将来的な下水道施設の配置計画を定める「公共下水道全体計画」に基づき、5年～7年間で実施する整備計画を定める「公共下水道事業計画」を変更するものである。

2 変更の主な内容

項 目	現事業計画	変更事業計画	増減	主な増減内容
計画区域	4647.4ha	4972.6ha	+325.2ha	田面木、糠塚、沢里などの住居系市街化区域と陸上自衛隊駐屯地の増
計画人口 (人口推計年度)	170,170人 (令和6年度)	173,658人 (令和9年度)	+3,488人	計画区域の拡大による人口増と既事業区域の人口減の合計値

3 拡大地区の整備スケジュール

拡大地区の整備スケジュールは次のとおり。

＜拡大大域＞

令和4年1月 事業計画策定
1月～7月 住民説明会(整備事業の周知)
2月 工事設計着手
令和5年1月 工事着手

《計画区域全体の整備目標》

令和12年度に概ね完了

八戸市公共下水道事業計画変更案 拡大区域図



	現事業計画区域	4,647.4 ha
	拡大区域	325.2 ha

八戸第十七処理分区
56.2ha拡大

馬淵川処理区

全体計画 約1,636 ha
約1,371 ha
事業計画 約1,304 ha
約1,371 ha

八戸第十処理分区
10.3ha拡大

田面木地区
145.0ha拡大

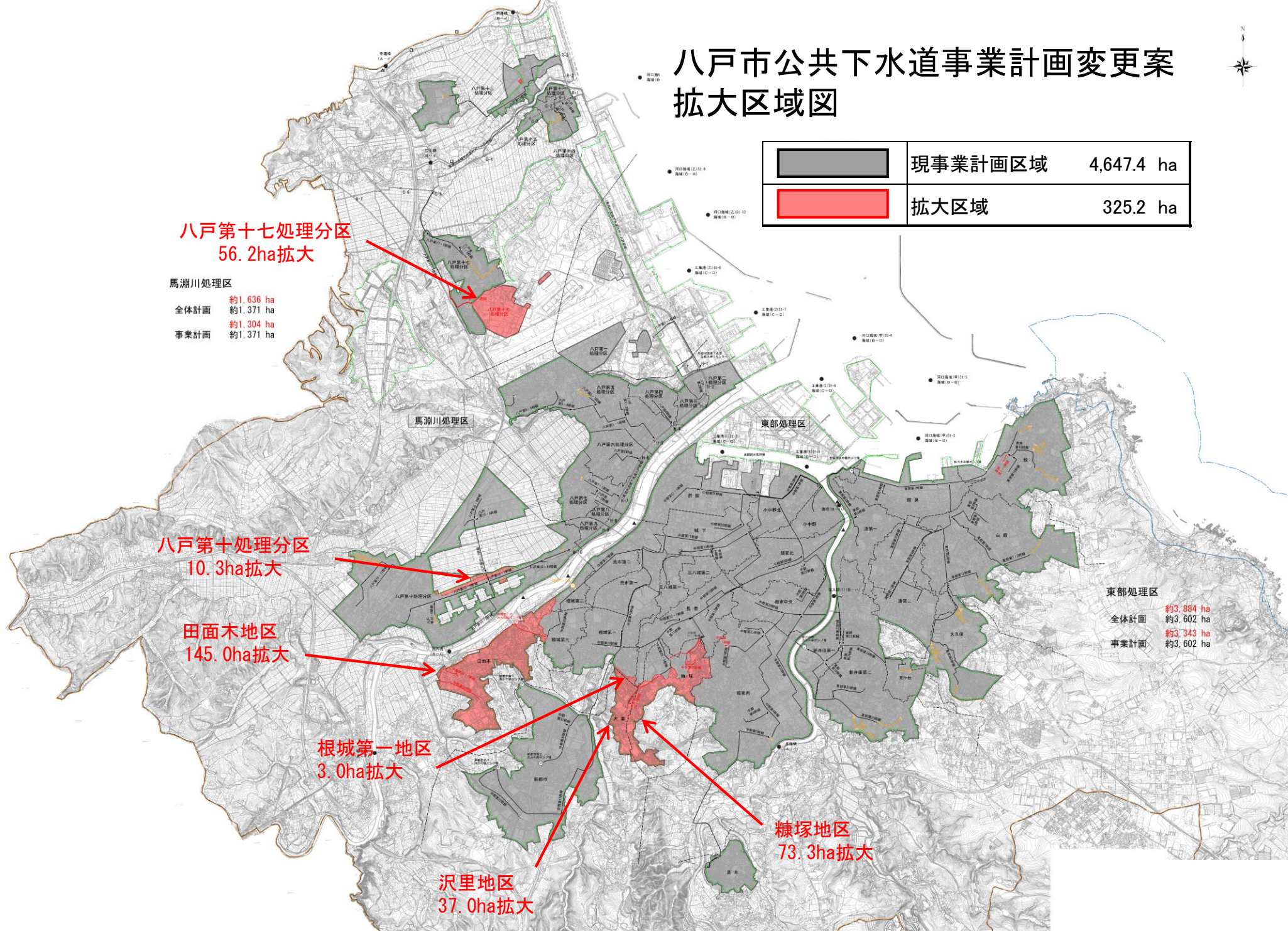
根城第一地区
3.0ha拡大

沢里地区
37.0ha拡大

糠塚地区
73.3ha拡大

東部処理区

全体計画 約3,884 ha
約3,602 ha
事業計画 約3,343 ha
約3,602 ha



工事請負契約解除に係る損害賠償の額を定めること
(新井田第二地区下水道整備工事(二十二工区))について

市で4月に契約締結した下水道整備工事について、国道45号用地内への污水管路埋設にあたり国土交通省の道路占用許可が必要であるため、市は5月に道路占用許可申請を行った。しかし、許可手続が大幅に遅延したことにより、工事着手が出来ないまま長期間が経過したことから、受注者と協議を行い、契約を解除することとなった。この契約解除に伴い、受注者へ損害賠償金を支払うものである。

1. 工事概要

工 事 名	R2年度 第70号 新井田第二地区下水道整備工事(二十二工区)
工事場所	八戸市大字新井田字鷹清水地内ほか
工事内容	施工延長L=270.6m [開削工法 PRP φ200 mm] (市道 L=114.5m, 国道 L=156.1m)
工 期	R3.4.20~R3.11.30

2. 国道占用許可申請に係る経緯

年 月 日	国の指示等	市の対応
R2.10.21	事前協議開始	
R3.2.26	事前協議終了	
R3.4.20	占用許可申請書の提出前チェック(担当者)	
R3.5.7		占用許可申請書を提出
R3.5.10 ~10.8	・設計図面、占用理由、マンホール位置、ルート見直し、工程表等の修正を指示 ・工区毎で占用申請したものを統合し、一件として申請するよう指示 (延べ20回)	その都度、指示事項を修正した書類を提出
R3.10.14	国道占用許可(通知)	

3. 損 害 内 容

現場代理人の給与、現場事務所リース料 他

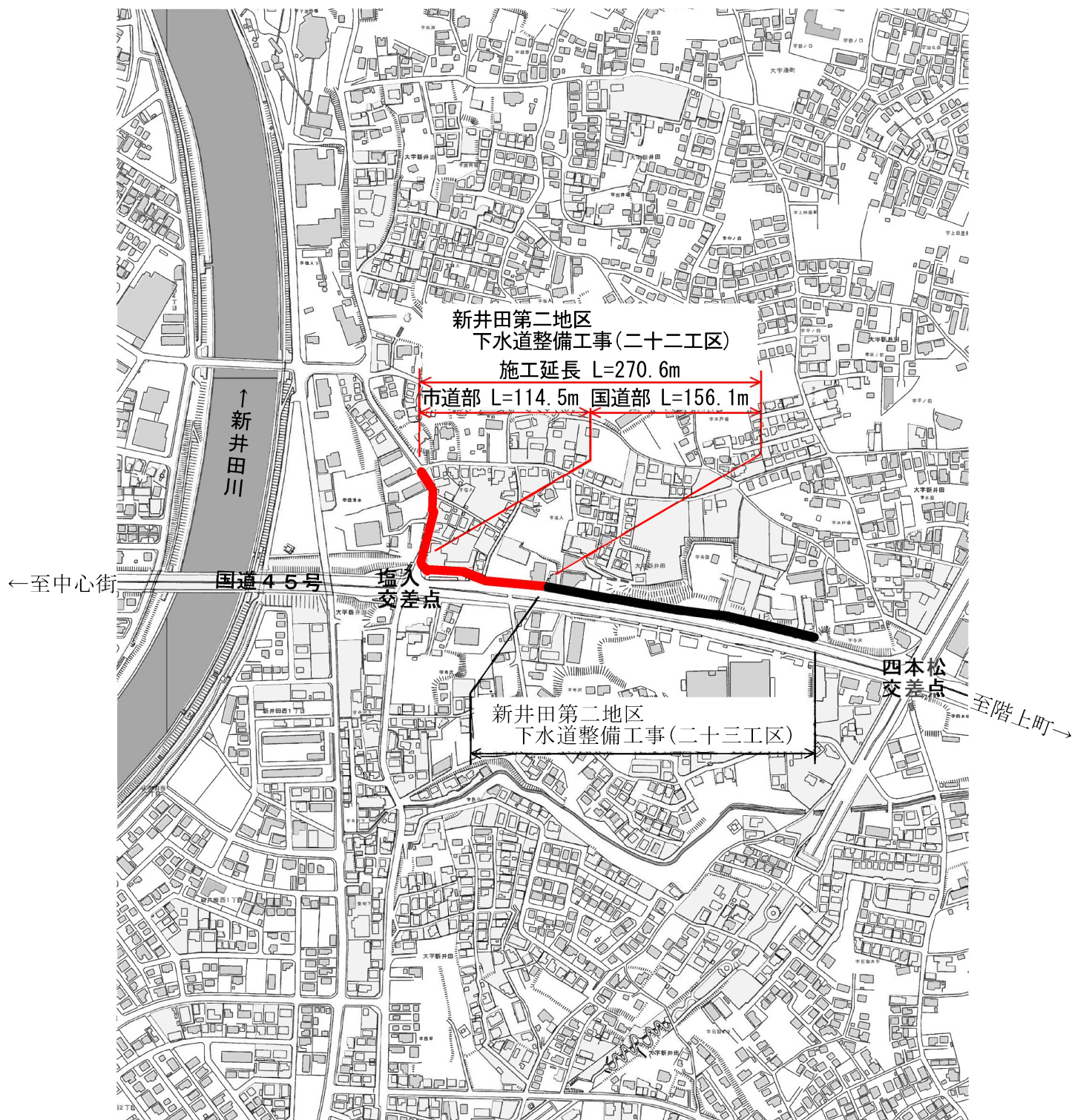
4. 損害賠償額

8,319,140円

※工事請負契約約款第42条第2項の規定により発注者と受注者が協議して定めた額

位置図

令和2年度 工事第70号 新井田第二地区下水道整備工事(二十二工区)



工事請負契約解除に係る損害賠償の額を定めること
(新井田第二地区下水道整備工事(二十三工区))について

市で4月に契約締結した下水道整備工事について、国道45号用地内への污水管路埋設にあたり国土交通省の道路占用許可が必要であるため、市は5月に道路占用許可申請を行った。しかし、許可手続が大幅に遅延したことにより、工事着手が出来ないまま長期間が経過したことから、受注者と協議を行い、契約を解除することとなった。この契約解除に伴い、受注者へ損害賠償金を支払うものである。

1. 工事概要

工 事 名	R2年度 第72号 新井田第二地区下水道整備工事(二十三工区)
工事場所	八戸市大字新井田字塩入地内ほか
工事内容	施工延長L=324.3m [開削工法 PRPφ200mm] (全区間国道)
工 期	R3.4.16~R3.11.30

2. 国道占用許可申請に係る経緯

年 月 日	国の指示等	市の対応
R2.10.21	事前協議開始	
R3.2.26	事前協議終了	
R3.4.20	占用許可申請書の提出前チェック(担当者)	
R3.5.7		占用許可申請書を提出
R3.5.10 ~10.8	・設計図面、占用理由、マンホール位置、ルート見直し、工程表等の修正を指示 ・工区毎で占用申請したものを統合し、一件として申請するよう指示 (延べ20回)	その都度、指示事項を修正した書類を提出
R3.10.14	国道占用許可(通知)	

3. 損 害 内 容

現場代理人の給与、現場事務所リース料、建設機械リース料 他

4. 損害賠償額

14,213,479円

※工事請負契約約款第42条第2項の規定により発注者と受注者が協議して定めた額

位置図

令和2年度 工事第72号 新井田第二地区下水道整備工事（二十三工区）

